

## ◇KHJ 町田家族会会則

(名 称)

第1条 本会は KHJ 町田家族会と称する。

(目的)

第2条 本会は、月例会等の活動を行うことにより、ひきこもりの子供を持つ家族を癒やし、また、ひきこもり当事者が社会参加できるよう支援することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は会長の指定する場所に置く。

(活動)

第4条 本会は第2条の目的を実現するため、以下の活動を行う。

- (1) 月例会（講演会、学習会、情報交換会等を内容とする）の開催
- (2) 当事者のための居場所開設
- (3) 本会の趣旨に関連する情報の収集等、調査研究
- (4) 本会の趣旨に関連する公的機関、支援組織等との情報交換、連携
- (5) その他、本会の目的のための活動

(会員)

第5条 本会の会員は、ひきこもりの子供を持つ家族、当事者、その他本会の活動に賛同する個人、団体とする。

2 会員資格は、事務局に入会届を提出したときから、当該年度末までとする。

3 1家族1会員とする。

4 会員は、事務局に退会届を提出することにより任意に退会することができる。但し、納入済みの年会費は返還しない。

(年会費)

第6条 会員は、年会費として年度ごと 3,000 円を会長が指定する方法により納めるものとする。但し、10月以降に入会した場合は 1,500 円とする。

2 当事者の会員は無料とする。

(月例会費)

第7条 本会が開催する月例会の参加費は、次のとおりとする。

- (1) 会員 500 円
- (2) 一般（会員ではない参加者をいう）1,000 円
- (3) 当事者会員および当事者 無料

(会計)

第8条 本会の活動に係る経費は、年会費、月例会等の参加費、助成金、寄付金をもって充てる。

(予算)

第9条 本会の予算は、運営会において合議し、月例会において報告するものとする。

(決算)

第10条 本会の決算は、会長が決算報告書を作成し、月例会において報告するものとする。

(役員)

第 11 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 総務担当
- (3) 会計担当
- (4) 会計監査
- (5) 世話人
- (6) その他、会長が必要と認める役員

2 役員を選任は、運営会の合議において決定する。

3 役員の任期は 1 年間とする。但し、再任を妨げない。

(運営会)

第 12 条 会長は、必要に応じて役員を委員とする運営会を招集することができる。

(改廃)

第 13 条 本会の会則の改廃は、運営会において合議し、会員の過半数により決定する。

付則

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。